

令和 2 年 6 月 8 日

○規則

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 5 2 号

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則

小田原市副市長の事務の分担に関する規則（平成 4 年小田原市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 鳥海副市長 企画部、総務部、市民部、防災部、文化部、経済部、出納室、消防本部及び教育委員会事務局に属する事務
- (2) 玉木副市長 公営事業部、環境部、福祉健康部、子ども青少年部、福祉事務所、都市部、建設部、下水道部、市立病院及び水道局に属する事務

### 附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。